

幕別町子どもの権利に関する条例 住民説明会資料



保護者や大人の皆さんへ

幕別町は、平成22年4月1日に「幕別町子どもの権利に関する条例」を制定しました。同年7月1日から施行します。

この条例は、「児童の権利に関する条約」の理念に基づき、子どもにとって大切な権利を明らかにするとともに、子どもを取り巻くすべての人や団体の責務等を定めることで子どもの権利を保障し、子どもの心身の健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現を図ることを目的としています。

子どもの権利を保障することの本質は、子どもの意見を聴いて、それに誠実に応対することです。子どもに関係があることを行うときには、子どもにとって最も良いことは何か（子どもの最善の利益）を常に考慮する必要がありますが、「子どもにとって最も良いこと」とは、必ずしも子ども自身が望むこととは限らず、長期的な視点も含めて、その子どもがより良く育つために最も役立つことをいいます。

子どもは成長の過程にあります。すべての大人が、子どもの成長する力を認め、子どもと向き合いながら子どもの未来の視点に立ってともに考え、子どもの育ちを支えていくことで、子どもは、社会の一員として、様々な責任を果たすことができる大人へと成長していくことができます。

幕別町の子どもたちの健やかな育ちを支え、未来をつくる子どものしあわせなまちづくりに向けて、皆さんのご理解とご協力をお願いします。



1 条例の趣旨

基本的な考え方	全国的に、いじめや児童虐待をはじめとした子どもたちの人権を無視した問題が多く取りざたされており、本町においても決して例外とはいえません。 子育ての第一義的責任は「保護者」にあります。保護者が子育てに不安や負担を感じている場合もあり、少子化や核家族化、地域住民の交流の希薄化のもと、保護者が孤立し、精神的に追い詰められていくことも懸念されます。 このため、子どもの権利の保障を含めて子どもの育ちを取り巻く環境の整備を総合的に進めるほか、子育てを社会全体で支援していく「子育ての社会化」を推進することが求められています。
住民の意識に根ざした審議	この条例は、「子どもたちの健やかな成長等に関する意識調査（小学校5年生から高校3年生の年代までの子ども対象・18歳以上の大人対象）」と「子どもの権利に関する意見交換会（中学生対象）」の意見や考えを基礎資料とした上で、町民で組織する幕別町次世代育成支援対策地域協議会（委員10名）で審議し、平成22年3月25日の町議会において全議員の賛成により可決しました。
条例の趣旨	この条例は、「児童の権利に関する条約」の理念に基づき、子どもにとって大切な権利を保障し、子どもの最善の利益を考慮しながら、成長の過程にある子どもの心身の健やかな育ちを社会全体で支援し、未来をつくる子どものしあわせなまちの実現を図るために制定しました。

2 子どもにとって大切な権利（第4条）

この条例に定める子どもの権利は、子どもが健やかに育つために特に大切なものとして保障されなければなりません。子どもは、その年齢及び発達に応じ、社会の責任ある一員であることを自覚するとともに、自分の権利が尊重されることと同様に、他の者の権利を尊重しなければなりません。

また、子どもに権利を認めることは、子どもの権利のらん用（わがままなど）を助長するものではありません。仮に権利のらん用が生じたときは、子どもの最善の利益の観点から、適切な指導や助言等を行うという大人の役割が求められます。

※この条例で「子ども」とは、18歳未満の人をいいます



●安心して生きる権利（第5条）

安心して生きられることは、子どもが毎日の生活を送るうえで最も基本となる権利です。

●自分らしく生きる権利（第6条）

一人ひとりが個人として尊重されることは、自分が自分であることを大切にして生きていくために必要な権利です。

●豊かに育つ権利（第7条）

成長に必要な様々な経験をしたり、必要な情報を得ることは、豊かに育つために必要な権利です。

●主体的に参加する権利（第8条）

自分に関わることに主体的に参加し、意見を表明することは、子どもが社会性を持ち自立していくために必要な権利です。

ー児童の権利に関する条約ー

この条約は、18歳未満のすべての人の保護と基本的人権の尊重を促進することを目的として、1989年11月20日に国際連合総会で採択され、日本では、1994年4月22日に批准（条約に同意すること。）しました。その内容は、子どもを保護の対象としただけではなく、権利行使の主体と位置づけ、主に4つの子どもの権利（生きる権利・守られる権利・育つ権利・参加する権利）を挙げています。

3 子どもの権利を保障する大人の責務

子どもは心身ともに成長する過程にあります。子どもが健やかに育つためには、子どもにとって最善の利益を考慮し、子どもの権利の保障に努めるとともに、大人等はそれぞれの立場で互いに協力して、子どもの育ちを支えなければなりません。(第3条)

保護者

- 子どもの養育と発達に関して、最も大切な役割を担っています。子どもの年齢や発達に応じて、適切な指導、助言等の支援を行います。(第9条)
- 子どもの言葉や表情などから子どもの気持ちを受け止め、それに応えていくとともに、子どもと十分に話し合います。(第9条)
- 子どもに対して、虐待や体罰を行ってはけません。(第9条)



育ち・学ぶ施設(学校など)

- 子どもが主体的に育ち、学ぶことができるよう必要な支援に努めます。(第10条)
- 子どもの虐待、体罰、いじめ等から子どもを守り、関係機関と連携しながら、その防止、相談、救済等に努めます。(第10条)
- 子どもの育ちや学びを支援するに当たり、職員に対して、研修の機会を提供するなどの必要な支援に努めます。(第10条)
- 育ち、学ぶ場での子どもの意見表明や参加の機会を設けるよう努めます。(第17条)



連 携

地域住民等

- 地域での子どもとの交流を通して、子どもの健やかな育ちの支援に努めます。(第11条)
- あらゆる虐待や暴力、犯罪から子どもを守るため、安全で安心な地域づくりに努めます。(第11条)
- 子どもの年齢及び発達に応じ、地域活動に主体的に参画できるよう努めます。(第11条)
- 地域での子どもの意見表明や参加の機会を設けるよう努めます。(第17条)

事業者

- 子どもの社会的自立に向けた就労支援、キャリア教育などに配慮するよう努めます。(第12条)
- 仕事と子育ての両立のため、職場の環境づくりや子育て支援の取組みへの従業員の協力等に努めます。(第12条)
- 地域での子どもの意見表明や参加の機会を設けるよう努めます。(第17条)



町

- 子どもに関する施策を実施します。(第13条)
- 保護者、育ち・学ぶ施設、地域住民等及び事業者が、それぞれの責務等を果たすことができるよう、必要な支援に努めます。(第13条)
- 子どもに関する施策を実施するために、必要な財政上の処置を行います。(第13条)
- 町政に関して、子どもの意見表明や参加の機会を設けるよう努めます。(第17条)

4 まちの主な取り組み

1) 子どもの育ちの支援(第15条)

子どもが子ども期を安心して過ごし、健やかに育つためには、子どもの育ちを社会全体で支えていく必要があります。

町は、保育所や学童保育所、水泳・スケート教室などのスポーツ教室を実施するほか、公区活動、子ども会活動、少年団活動を支援するなど、地域における子どもの居場所や活動の場づくりを進めます。

2) 子育て家庭の支援(第16条)

保護者が親としての役割を十分に発揮できるよう、子どもと子育て家庭を社会全体で支えていく必要があります。

町は、保健事業、子育て支援センター事業を実施するほか、保育所や学校、民生委員・児童委員等と子育て支援のネットワークづくりを進めています。今後も地域と行政が連携した子育て家庭の支援を進めます。

3) 子どもの参画の促進(第17条)

地域社会を構成する一員である子どもとともにまちづくりを進めるためには、子どもの意見表明の機会を保障する仕組みづくりが求められます。

町は、町政に子どもの意見を表明し参加する機会を設けるよう努めます。

4) 子どもの権利の普及(第18条)

この条例を実効性のあるものにしていくためには、子どもも大人もすべての町民が「子どもの権利」を正しく理解することが求められます。

町は、広報紙を活用するほか、リーフレットの配布や説明会の開催など町民一人ひとりが子どもの権利に関する理解を深め、関心を高めることができるよう広報・普及活動を行います。

5) 虐待、体罰、いじめ等からの救済等(第19条)

虐待、体罰、いじめ等は、子どもが誰にも相談できずに苦しんでいる事例が多いのが実態です。町は、関係機関と連携し、防止、相談、救済及び回復のために必要な措置を講じます。

【子どもサポーター】3人の先生が子どもの悩み相談に応じます。

○勤務地：子ども交流施設まっく・ざ・まっく

○月～金曜日 10:00～16:00 TEL:(0155)56-7821

○上記以外の電話相談 TEL:(0155)56-8141

【スクールカウンセラー】児童生の悩み相談や不登校に対する支援を行います。

○勤務地：町内中学校及び子ども交流施設まっく・ざ・まっく

○火・金曜日10:00～16:00 TEL:(0155)56-7821

【心の教室相談員】下記の中学校に勤務し、生徒の悩み相談や不登校生徒への支援を行います。

○勤務校：幕別中学校、札内中学校

【子どもの人権110番】法務局の人権擁護事務担当職員及び人権擁護委員が、子どもの悩み相談に応じます。

○月～金曜日 8:30～17:15 TEL:(0120)007-110

「幕別町子どもの権利に関する条例」や「児童の権利に関する条約」は、幕別町ホームページでご覧になれます。

【幕別町ホームページ】: <http://www.town.makubetsu.lg.jp/>

幕別町子どもの権利に関する条例（平成22年7月1日施行）

前文

子どもは、生まれながらにして一人ひとりがかけがえのない存在です。

子どもは、生まれたときから学び育つ力を持ち、未来への可能性が開かれています。

子どもは、周りの人に大切にされ、愛され、信頼されることによって、自分に自信を持ち、安心して健やかに育つことができます。

子どもは、子どもの持つ権利が保障される中で、その権利を正しく学び、自分の意思を自由に表明し、自分にかかわることに参加することができます。

子どもは、自分の意思が誠実に受け止められることで、自分が大切にされていることを実感するとともに、自分と同じように他の者を大切にすることを学び、互いの権利を尊重し合う心を身につけることができます。

子どもは、こうした経験を通して規範意識を育み、社会の一員として、様々な責任を果たすことができる大人へと成長していきます。

すべての子どもが、その持てる力を発揮し、次代を担う存在になっていくことがすべての町民の願いであり、このため、すべての大人は、子どもの成長する力を認め、子どもと向き合いながら子どもの意思を誠実に受け止め、子どもの未来の視点に立ってともに考え、子どもの育ちを支えていく責任があります。

また、大人は互いに連携し、それぞれの役割を認識し、子どもが健やかに育つための環境を整えるとともに、大人は子どもの模範であることを自覚し、行動し、子どもから信頼される存在にならなければなりません。

こうした考えのもと、私たちは、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）の理念に基づき、子どもにとって大切な権利を保障し、子どもの最善の利益を考慮しながら子どもの健やかな育ちを支援し、未来をつくる子どものしあわせなまちの実現を図るため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子どもにとって大切な権利を明らかにするとともに、子どもを取り巻くすべての人及び団体の責務等を定めることにより、子どもの権利を保障し、子どもの心身の健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現を目指すことを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 子ども 町民をはじめとする町に関係のある18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいいます。
- (2) 保護者 親及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める里親その他親に代わり子どもを養育する者をいいます。
- (3) 育ち・学ぶ施設 児童福祉法に定める児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校その他子どもが育ち、学ぶために通学し、通園し、通所し、又は入所する施設をいいます。
- (4) 地域住民等 地域の住民及び団体をいいます。
- (5) 事業者 町内に事務所又は事業所を有し、事業活動を行う個人、法人その他の団体をいいます。

(責務)

第3条 保護者、育ち・学ぶ施設の設置者、管理者及び職員（以下「施設関係者」という。）、地域住民等、事業者並びに町は、子どもにとって最善の利益を考慮し、子どもの権利の保障に努めるとともに、互いに協力して子どもの育ちを支え合わなければなりません。

第2章 子どもにとって大切な権利

(子どもにとって大切な権利)

第4条 この章に定める権利は、子どもが健やかに育つために、特に大切なものとして保障されなければなりません。

2 子どもは、その年齢及び発達に応じ、社会の責任ある一員であることを自覚するとともに、自分の権利が尊重されることと同様に他の者の権利を尊重しなければなりません。

(安心して生きる権利)

第5条 子どもは、安心して生きるため、次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 命が守られ、安全な環境のもとで暮らせること。
- (2) かけがえのない存在として、愛情及び理解をもって育まれること。
- (3) 健康に配慮されるとともに、適切な医療が受けられること。
- (4) あらゆる虐待、暴力及び犯罪から守られること。
- (5) あらゆる差別及び不当な扱いを受けないこと。

(自分らしく生きる権利)

第6条 子どもは、自分らしく生きるため、次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) かけがえのない自分を大切にすること。
- (2) 個性や他の者との違いが認められ、人格が尊重されること。
- (3) 自分の考えを持ち、表現することができること。
- (4) プライバシー及び名誉が守られること。

(豊かに育つ権利)

第7条 子どもは、様々な経験を通して豊かに育つため、次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 学び、遊び、及び休息することにより、のびのびと育つこと。
- (2) 様々な自然、文化、芸術、スポーツ等に触れ親しむこと。
- (3) 成長に必要な情報の提供が受けられること。
- (4) 年齢及び発達に応じて、適切な支援、助言等が受けられること。

(主体的に参加する権利)

第8条 子どもは、自分にかかわることに主体的に参加するため、次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 自分の意見を表明する機会が与えられること。
- (2) 表明した意見が、年齢及び発達に応じて、その真意をくまれ、適切な配慮がなされること。
- (3) 参加に必要な情報の提供その他必要な支援が受けられること。
- (4) 仲間をつくり、仲間と集い、社会に参加すること。

第3章 子どもの権利を保障する大人の責務

(保護者の責務)

第9条 保護者は、子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任者であることを認識し、その養育する子どもの年齢及び発達に応じた適切な指導、助言等の支援を行わなければなりません。

- 2 保護者は、子どもの気持ちを受け止め、それに応えていくとともに、子どもと十分に話し合わなければなりません。
- 3 保護者は、その養育する子どもに対して、虐待及び体罰を行ってはなりません。

(育ち・学ぶ施設の役割)

- 第10条 施設関係者は、育ち・学ぶ施設が子どもの豊かな人間性と多様な能力を育むために重要な役割を果たすことを認識し、子どもの年齢及び発達に応じ、子どもが主体的に育ち、学ぶことができるよう、必要な支援に努めなければなりません。
- 2 施設関係者は、虐待、体罰、いじめ等から子どもを守るため、関係機関と連携し、その防止、相談、救済及び回復に努めなければなりません。
 - 3 育ち・学ぶ施設の設置者及び管理者は、その職員に対し、研修の機会を設けるなど必要な支援に努めなければなりません。

(地域住民等の役割)

- 第11条 地域住民等は、子どもの豊かな人間性が地域の人、自然、社会及び文化とのかかわりの中で育まれることを認識し、子どもの健やかな育ちを支援するよう努めなければなりません。
- 2 地域住民等は、あらゆる虐待、暴力及び犯罪から子どもを守るため、安全で安心な地域づくりに努めなければなりません。
 - 3 地域住民等は、子どもが地域社会の一員であることを認識し、子どもの年齢及び発達に応じ、地域活動に主体的に参画できるよう努めなければなりません。

(事業者の役割)

- 第12条 事業者は、その事業活動を行う中で、子どもの健やかな育ちを支援するため、子どもの社会的自立に向けた就労支援、キャリア教育等に配慮するよう努めなければなりません。
- 2 事業者は、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の視点から、子どもを養育する従業員が仕事と子育てを両立することができるよう、職場の環境づくりに努めなければなりません。
 - 3 事業者は、仕事と子育てを両立できる働き方に関して、従業員の意識の向上を図るとともに、従業員に対して、子ども及び子どもを養育する家庭（以下「子育て家庭」という。）を支援する取り組みへの参加又は協力を促すよう努めなければなりません。

(町の責務)

- 第13条 町は、子どもの権利を保障するため、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携し、及び協働するとともに、子どもに関する施策を実施しなければなりません。
- 2 町は、保護者、施設関係者、地域住民等及び事業者がそれぞれの責務等を果たすことができるよう、必要な支援に努めなければなりません。
 - 3 町は、子どもに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければなりません。

第4章 子どもに関する施策の推進

(施策の推進)

- 第14条 町は、子どもの権利の保障に資するため、次に掲げる事項に配慮し、子どもに関する施策を推進しなければなりません。
- (1) 子どもの最善の利益に基づくものであること。
 - (2) 福祉、保健、教育その他の分野において、連携及び調整が図られた総合的かつ計画的なものであること。
 - (3) 保護者、施設関係者、地域住民等及び事業者との連携を通して、一人ひとりの子どもを支援するものであること。

(子どもの育ちの支援)

第15条 町は、子どもの健やかな育ちを支援するため、保護者、施設関係者、地域住民等及び事業者と連携し、及び協働し、次に掲げる施策を実施します。

- (1) 子どもが安全に安心して過ごすことができるための環境づくり
- (2) 子どもが自然及び地域社会とのかかわりの中で豊かに育つことができるための遊び及び体験の場づくり
- (3) 子どもが社会とのかかわりの中で、他の者と共生し、社会の責任ある一員として自立していくために必要な支援

(子育て家庭の支援)

第16条 町は、保護者が子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任を果たすことにより子どもが安心して生活することができるよう、保護者、施設関係者、地域住民等及び事業者と連携し、及び協働し、子育て家庭を支援するネットワークづくりを進めるなど、子育て家庭の支援を行います。

(子どもの参画の促進)

第17条 町は、町政について、主体的に子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

- 2 育ち・学ぶ施設の設置者及び管理者は、施設の行事、運営等について、主体的に子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。
- 3 地域住民等及び事業者は、地域の文化、スポーツ活動等行事の運営等について、主体的に子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

(子どもの権利の普及)

第18条 町は、子どもの権利に関する町民の理解を深め、関心を高めるための広報活動を行います。

- 2 町は、家庭、育ち・学ぶ施設、地域等において、子どもの権利に関する教育、学習等が行われるよう、必要な支援に努めるものとします。

(虐待、体罰、いじめ等からの救済等)

第19条 町は、関係機関と連携し、子どもの虐待、体罰、いじめ等の防止、相談、救済及び回復のために必要な措置を講じなければなりません。

(調査研究)

第20条 町は、子どもの権利の保障及び子どもに関する施策の推進に関し、必要に応じて、調査及び研究を行います。

第5章 雑 則

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長その他の執行機関が定めます。